

認定個人情報保護団体の認定について

令和8年3月2日付けで一般社団法人資産運用業協会設立準備法人（以下「新法人」という。）から個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第47条第1項及び第2項に規定する認定個人情報保護団体（以下「認定団体」という。）の認定に係る申請がなされた。

同申請について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和3年8月制定。以下「ガイドライン」という。）における「（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き」に基づき審査した結果（別添1及び2）、法第49条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定の上、公示することとしたい。

なお、新法人は、令和8年4月1日付けで、認定団体である一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会（以下「旧二法人」という。）との吸収合併により、旧二法人の業務等を引き継ぐため、同日付けの認定を希望している。また、同日付けで、一般社団法人資産運用業協会に名称変更する予定である。

（※）旧二法人は、令和8年3月31日をもって認定業務を廃止する旨を令和8年2月27日に公示済み。

記

1. 申請団体（新法人）の概要

（1）名称

一般社団法人資産運用業協会設立準備法人

（2）所在地

東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号

（3）代表者

代表理事 大場 昭義

代表理事 松下 浩一

（4）団体の目的

当該法人は、会員の行う投資運用業及び投資助言・代理業等の健全な発展並びに投資者の保護に資することを目的とする。

（5）主な事業内容

① 認定個人情報保護団体に関する業務（旧二法人から業務等を継承）

- ・ 個人情報等の取扱いに関する苦情の処理業務
- ・ 対象事業者に対する情報の提供業務
- ・ その他対象事業者の個人情報等の適正な取扱いの確保に関し必要な業務

② 上記①以外の業務

- ・ 正会員及び金融商品仲介業者の法令等の遵守に係る業務
- ・ 法令遵守の向上を図るための業務

- ・正会員及び金融商品仲介業者の業務の適正性確保に係る業務
- ・正会員に対する監査、処分等
- ・苦情の解決、あっせん
- ・外務員の登録事務
- ・規則の制定、改正又は廃止
- ・投資者等への広報及び知識の普及、啓発
- ・その他の業務

(6) 沿革

| | 一般社団法人 資産運用業協会設立準備法人 | 一般社団法人 投資信託協会 | 一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
|-----------------|--------------------------|--------------------------------|---------------------|
| 昭和 32 年 7 月 | — | 社団法人として設立 | — |
| 昭和 62 年 10 月 | — | — | 社団法人として設立 |
| 平成 17 年 7 月 | — | 認定個人情報保護団 体に認定 | 認定個人情報保護団体 に認定 |
| 平成 24 年 7 月 | | | 一般社団法人へ移行 |
| 平成 25 年 1 月 | | 一般社団法人へ移行 | |
| 令和 7 年 5 月 | 一般社団法人として設立 | — | |
| 令和 7 年 6 月 | 合併契約締結 | | |
| 令和 8 年 3 月 31 日 | — | 認定業務廃止予定 | |
| 令和 8 年 4 月 1 日 | 一般社団法人資産運用業協会 に名称変更予定 | 一般社団法人資産運用業協会設立準備法人に 吸収合併予定 | |

【参考】旧二法人は、平成 19 年 9 月に金融商品取引法に基づく「認定金融商品取引業協会」に認定。

(7) 対象事業者（申請時点で同意している者）

| 一般社団法人投資信託協会 | 一般社団法人日本投資顧問業協会 |
|---|--------------------------|
| 224 社（令和 8 年 2 月 20 日時点） | 860 社（令和 8 年 2 月 20 日時点） |
| 合併後：943 社（予定） | |
| （旧二法人の両方に加入している対象事業者がいるため、旧二法人を足した合計とは異なる。） | |

2. 認定通知文書（別添 3）

申請団体に対し、法第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき認定する旨を通知する。

3. 登録免許税納付通知書（別添 4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 2 条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第 24 条第 2 項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

認定個人情報保護団体の認定に当たっては、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第14条第1項に規定する申請書及び同条第2項に掲げる添付資料の提出が必要なところ、以下の書類が提出された。

（一般社団法人資産運用業協会設立準備法人）

| 提出しなければならない書類 | 提出された書類 |
|--|--|
| ○ 政令第14条第1項 次に掲げる事項を記載した申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称及び住所並びに代表者又は管理者の氏名 ・ 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地 ・ 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれかであるかの別を含む。） ・ 法第47条第2項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体認定申請書 |
| ○ 政令第14条第2項第1号 定款、寄附行為その他の基本約款 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人資産運用業協会設立準備法人定款 |
| ○ 政令第14条第2項第2号 認定を受けようとする者が法第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第48条各号の規定に該当しないことを誓約する書面 |
| ○ 政令第14条第2項第3号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務規程（案） ・ 定款の施行に関する規則（案） ・ 定款の施行に関する規則に関する細則（案） ・ 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則（案） ・ 個人情報の保護に関する指針（案） ・ 新協会の委員会組織（案） ・ 委員会等の設置に関する規則（案） ・ 新協会の事務局組織（案） ・ 情報提供の目的／情報提供の実施要領（案） |

| 提出しなければならない書類 | 提出された書類 |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情処理業務対応フロー図（案） ・ 資産運用業協会 事業計画（案） ・ 事務分掌（案） |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 4 号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類（案） ・ 新協会の委員会組織（案） ・ 新協会の事務局組織（案） ・ 認定業務の所管（案） ・ 認定業務を行う組織の人員（案） |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 5 号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧二法人の令和 6 年度 事業報告書 ・ 旧二法人の財務諸表（2025 年 3 月 31 日現在） ・ 正味財産増減予算書（仮案） ・ 旧二法人の貸借対照表（2025 年 3 月 31 日現在） |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 6 号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類（案） |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 7 号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人資産運用業協会設立準備法人、一般社団法人日本投資顧問業協会及び一般社団法人投資信託協会の合併契約に係る総会議事録 ・ 吸収合併契約書 ・ 一般社団法人資産運用業協会定款（案） ・ 正会員リスト（案） ・ 認定個人情報保護団体の申請の同意に関する書面 |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 8 号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 【認定業務とそれ以外】政令第 14 条第 2 項第 8 号関連（案） |
| <p>○ 政令第 14 条第 2 項第 9 号 その他参考となる事項を記載した書類</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人資産運用業協会定款（案） ・ 旧二法人の協会パンフレット ・ 個人情報保護宣言（プライバシー・ポリシー）（案） ・ 2026 年度予算仮案 |

上表中に「(案)」とあるものは、総会等で決議の上、令和 8 年 4 月 1 日付けで施行予定。

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

申請団体による認定の申請につき、法第 49 条各号適合性をガイドライン（別紙「3 認定の基準」）に定める基準に従って審査した。審査の結果、以下の全ての基準に適合することが認められた。

また、法第 48 条に規定する欠格事由について該当する事項はなかった。

（一般社団法人資産運用業協会設立準備法人）

| 認定の基準 | | 事由 |
|--|----|--|
| 一 法第 49 条第 1 号関係 | | |
| イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。 | 適合 | |
| (1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。 | | 業務規程（案）第 15 条において規定されている。 |
| (2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年 1 回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。 | | 業務規程（案）第 11 条第 8 号において規定されている。 |
| ロ 業務の実施の方法が、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインその他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。 | 適合 | 個人情報の保護に関する指針（案）第 1 条において規定されている。 |
| ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。 | | |
| (1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。 | 適合 | 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則（案）第 3 条及び苦情処理業務対応フロー図（案）において規定されている。 |
| (2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。 | 適合 | 業務規程（案）第 11 条第 1 項第 1 号及び正会員及び金融商品仲介業者の個人情報の取扱いに関する苦情処理規則（案）において規定されている。 |

| 認定の基準 | | 事由 |
|---|----|--|
| (3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。 | 適合 | 正会員及び金融商品仲介業者の個人情報取扱いに関する苦情処理規則(案)第6条及び苦情処理業務対応フロー図(案)において規定されている。 |
| ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。 | 適合 | |
| (1) 情報の提供の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。 | | 情報提供の目的／情報提供の実施要領(案)の情報提供の目的において記載されている。 |
| (2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。 | 適合 | 情報提供の目的／情報提供の実施要領(案)の情報提供の実施要領において記載されている。 |
| ホ 法第47条第1項第3号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。 | 適合 | |
| (1) 個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合においては、対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。 | | 個人情報保護に関する指針(案)第25条において規定されている。 業務規程(案)第2条第1項、第6項及び第8項並びに第11条第1項第3号において規定されている。 |
| (2) 対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応を行う場合には、当該対応が適正かつ明確に定められていること。 | 適合 | 個人情報保護に関する指針(案)第1条第2項及び第22条において規定されている。 業務規程(案)第15条において規定されている。 |
| (3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。 | 適合 | 業務規程(案)第3条において規定されている。 |
| (4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。 | 適合 | 資産運用業協会 事業計画(案)の「Ⅲ. 投資家保護のための自主規制機能の強化に向けた活動」の(3)及び事務分掌(案)に研修等の開催が記載されている。 |

| 認定の基準 | | 事由 |
|--|----|--|
| 二 法第 49 条第 2 号関係 | | |
| イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。 | 適合 | 認定業務の所管(案)、新協会の委員会組織(案)、新協会の事務局組織(案)、正会員リスト(案)及び認定業務を行う組織の人員(案)において認められる。 |
| ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うため必要かつ適切な人員等を整備していること。 | 適合 | 認定業務の所管(案)、新協会の事務局組織(案)及び認定業務を行う組織の人員(案)において認められる。 |
| ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。 | 適合 | 旧二法人の財務諸表(2025年3月31日現在)及び2026年度予算仮案において認められる。 |
| ニ 債務超過の状態にないこと。 | 適合 | 旧二法人の貸借対照表(2025年3月31日現在)において、債務超過の状態にはない。 |
| 三 第 49 条第 3 号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。 | 適合 | 認定申請に係る業務以外にも、投資運用業及び投資助言・代理業等の健全な発展並びに投資者の保護に資する活動をしているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれはない。 |

上表中に「(案)」とあるものは、総会等で決議の上、令和8年4月1日付けで施行予定。

個 情 第 号
令和8年 月 日

一般社団法人 資産運用業協会設立準備法人
代表理事 大場 昭義 殿
代表理事 松下 浩一 殿

個人情報保護委員会
委員長 手塚 悟

認定個人情報保護団体の認定について

令和8年3月2日付けで申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項及び第2項の規定に基づき、同年4月1日付けで認定する。

個情第 号
令和8年 月 日

登録免許税納付通知書

一般社団法人 資産運用業協会設立準備法人
代表理事 大場 昭義 殿
代表理事 松下 浩一 殿個人情報保護委員会
委員長 手塚 悟

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項及び第2項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法（昭和42年法律第35号）第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添^{<添付略>}「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法（昭和37年法律第66号）第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 3 納付期限 令和8年 月 日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）